

介護保険事業者 各位

旭川市長 今津寛介  
(福祉保険部介護保険課担当)  
(福祉保険部長寿社会課担当)  
(福祉保険部指導監査課担当)

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（通知）

日頃から本市の介護保険行政への御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正により、厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたケアプランを市町村に届け出ることが必要になりました。

本市においては、利用者の自立支援に資する過不足のないサービス提供となっているかを点検するために、上記の基準に基づいて居宅介護支援事業所を抽出し、医療等専門職の多職種による当該事業所が作成するケアプランの検証を次のとおり実施いたします。

対象として抽出した居宅介護支援事業所には、別途通知を行いますので、当該通知を受けた居宅介護支援事業所につきましては、ケアプラン等の届出に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、本取組は、居宅介護支援事業所のみでの運営状況を点検するものではなく、ケアプランの検証を通して、当該ケアプランに関わる介護保険事業者のサービス提供状況等、ケアマネジメント全体を点検するものであることを申し添えます。

記

1. 本市が指定するケアプランの抽出方法

令和3年10月1日以降に作成又は変更された居宅サービス計画のうち、以下の各対象要件に基づき、抽出します。

<対象要件A>

- ① 区分支給限度額の利用割合が7割以上
- ② 利用サービスの6割以上が「訪問介護」

<対象要件B>

- ① 高齢者向け住まいと関連している事業所<sup>※1</sup>
- ② 区分支給限度基準額の利用割合が設定値以上<sup>※2</sup>
- ③ 市が定めるサービスの利用割合が設定値以上<sup>※3</sup>

※1 関連・・・隣接、近接、同一法人、系列法人、関連があると考えられるものを含む

※2 設定値・・・該当事業所の数によって、随時、市が設定する

※3 市が定めるサービス・・・市内の点検状況によって、随時、市が設定する

#### <対象要件C>

- ① 厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置付けるケアプランを作成する事業所

#### <対象要件D>

- ① その他市長が必要と認めた要件

### 2. 検証の方法等（詳細は別紙「介護給付等費用適正化事業におけるケアプラン点検の実施の流れ」のとおり）

- ① 市は、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用の上、該当する居宅介護支援事業所を抽出し、当該事業所に指定のケアプランの届出を依頼する。
- ② 居宅介護支援事業所は、「届出書」と共に当該ケアプランを届け出る。
- ③ 市は、医療等専門職等の多職種によりケアプランの内容を検証する。
- ④ ケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、市は、当該事業所に対し、ケアプランの再検討を促す。

### 3. 提出書類

- ・「居宅介護支援事業所単位のケアプラン検証の届出書」（旭川市様式）
- ・アセスメント一式（フェイスシート、アセスメントシート、課題整理統括表等）の写し
- ・「第1表」居宅サービス計画書（1）の写し
- ・「第2表」居宅サービス計画書（2）の写し
- ・「第3表」週間サービス計画書の写し
- ・「第4表」サービス担当者会議の要点（照会の場合も含む）の写し
- ・「第5表」居宅介護支援経過の写し
- ・「第6表」サービス利用票の写し
- ・「第7表」サービス利用票別表の写し
- ・訪問介護計画書（訪問介護事業所から提供を受けたもの）の写し
- ・その他市長が必要と認めた書類の写し

### 4. その他

別紙「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証に関するQ&A」に記載されているもの以外の質問がある場合は、以下の電子メールによりお問合わせください。

質問に対する回答は今後、ホームページ上でQ&Aの更新により、お知らせします。

### 5. 提出先・問合せ先

〒070-8525 旭川市6条通9丁目

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話（直通）：25-6485

Mail : kaigohoken@city.asahikawa.hokkaido.jp

### ○ 参考資料

- ・介護保険最新情報 VOL. 1009

令和3年9月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課・認知症施策・地域介護推進課事務連絡「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について」